

○大田区揚水施設設置等に係る事務取扱要綱

平成31年 1月16日30環対発第10613号区長決定

改正 令和3年 2月10日 2環対発第10932号環境清掃部長決定

改正 令和5年 2月10日 4環対発第10982号環境清掃部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）第2条の表24の項イからハまでの規定に基づき、大田区が実施する都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）の規定による揚水施設の設置、変更等に係る、届出、報告、揚水量の測定等の手続を定め、区内における地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下の防止に努めることにより、良好な生活環境を保全し、快適な区民生活を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 揚水施設 動力を用いて地下水を揚水するための施設をいう。
- (2) 設置者等 揚水施設を設置しようとする者で、揚水施設に関する請負契約の発注者、元請負者若しくは下請負者又は請負契約に寄らないで自らその工事を行うものをいう。
- (3) 管理者等 揚水施設に関する維持保全及び管理業務を請負契約により行う者又は請負契約に寄らないで自らその維持保全及び管理業務を行う者をいう。
- (4) 水量測定器 羽根車式、電磁式、差圧式若しくは渦流式の水量測定器又は区長がこれらと同等以上の能力を有すると認めるものをいい、揚水施設の構造、水量、水圧等に応じて最も適切なものとする。
- (5) 家事の用 冷暖房、水洗便所、自家用自動車の洗車、庭への散水等一般住宅で生活の用に地下水を利用することをいう。

(揚水施設の設置又は変更)

第3条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める日の30日前までに地下水揚水施設設置（変更）届出書（別記第1号様式）に別表第1に掲げる必要書類を添えて、区長に届け出なければならない。

- (1) 地下水の利用を目的として、揚水施設を設置しようとする設置者等 設置の工事開始日
- (2) 既に設置している揚水施設の揚水機の吐出口の断面積、ストレーナーの位置又は揚水機の出力を変更（水量測定器のみの交換を除く。）をしようとする設置者等又は管理者等 変更の工事開始日

2 前項の規定による届出をするときは、揚水施設の揚水機の吐出口の断面積、ストレーナーの位置、揚水機の出力及び揚水量の上限は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）第29条第1項及び第3項の規定に基づき、別表第2に定める構造基準等に適合するものでなければならない。

(完成報告)

第4条 設置者等又は管理者等は、前条の規定により届出を行った揚水施設の設置又は変更の工事が完成したときは、速やかにその旨を地下水揚水施設完成報告書（別記第2号様式）に別表第3に掲げる必要書類を添えて、区長に報告しなければならない。

(氏名等変更届及び廃止届)

第5条 設置者等又は管理者等は、既に設置している揚水施設において、設置者等又は管理者等の氏名、住所等に変更があったときは、速やかにその旨を地下水揚水施設氏名等変更届出書（別記第3号様式）により、区長に届け出なければならない。

2 設置者等又は管理者等は、既に設置している揚水施設を廃止したときは、速やかにその旨を地下水揚水施設廃止届出書（別記第4号様式）により、区長に届け出なければならない。

3 設置者等又は管理者等は、揚水施設廃止後において地下水汚染及び可燃性天然ガスの発生を招かないように措置しなければならない。

(承継届)

第6条 既に設置している揚水施設を譲り受け若しくは借り受けた者又は相続、合併若しくは分割により取得した者は、当該揚水施設の設置者等又は管理者等の地位を承継する。

2 前項の規定により揚水施設の設置者等又は管理者等の地位を承継した者は、速やかにその旨を地下水揚水施設承継届出書(別記第5号様式)により、区長に届け出なければならない。

(立入検査等)

第7条 区長は、条例第152条第1項の規定に基づき、関係職員に揚水施設の設置若しくは変更に係る場所その他必要な場所に立ち入り、揚水施設の設置等の状況等を検査させ、又は設置者等若しくは管理者等に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2 区長は、地下水の利用目的及び第3条第2項に規定する構造基準等に適合しているかどうかを確認するため、前項に規定する立入検査、指示又は指導を揚水施設の設置又は変更の工事中、工事完成後等の必要と認められる場合に行うものとする。

3 第1項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明証を携帯し、必要に応じて設置者等又は管理者等に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 第1項の規定により立入検査等を実施した職員は、その結果を地下水揚水施設立入検査実施復命書(別記第6号様式)により、所属長に復命するものとする。

(揚水量の測定等及び報告)

第8条 設置者等又は管理者等は、揚水施設に水量測定器を設置し、揚水を行った日ごとに地下水の揚水量を記録するものとする。

2 設置者等又は管理者等は、前項の規定による揚水量の記録を地下水揚水量報告書(別記第7号様式)により毎年1回、2月に区長に報告しなければならない。

3 前項の規定により報告を行う揚水量の記録の期間は、前年1月1日から12月31日までの1年間とする。ただし、年の途中で揚水施設を設置した場合は、当該設置した日からとし、揚水施設を廃止した場合は、当該廃止した日までとする。

4 区長は、前2項の規定により報告を受けた揚水量の記録を都内の地盤沈下対策及び地下水の保全政策の基礎資料として東京都へ提供する。この場合において、当該記録に係る個人情報に関しては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第64号)に基づき、適正な収集及び管理を行うものとする。

(報告の徴収)

第9条 区長は、この要綱の施行に必要な限度において、揚水施設の設置等の状況等について設置者等又は管理者等に報告させ、又は資料を提出させることができる。

2 前項の規定による報告は、地下水揚水施設報告書(別記第8号様式)により行うものとする。

3 区長は、揚水施設の設置者等又は管理者等が前条第2項に規定する報告を怠っているときは、条例第155条第2項の規定に基づき、期限を定めて当該報告を行うことを命ずることができる。

(届出書等の提出部数)

第10条 この要綱の規定による届出又は報告は、届出書又は報告書(必要な関係書類等の添付書類を含む。)の正本にその写し1通を添えてするものとする。ただし、第8条第2項の規定による報告は、この限りでない。

(適用の除外)

第11条 条例第2条第8号に規定する指定作業場で、条例別表第2第29号に掲げる揚水施設については、第3条の規定は、適用しない。

2 条例第76条第3項及び条例第134条第3項に規定する揚水施設（同項第6号に掲げる非常災害用等公益上必要と知事が認める揚水施設とは、非常用発電機を備え、非常時又は災害時に近隣住民へ無償で揚水した地下水を提供できる揚水施設をいう。）及び平成13年3月31日以前に設置された出力300ワットを超える揚水施設については、第3条第2項の規定は、適用しない。

3 次の各号に掲げる揚水施設については、この要綱の規定は、適用しない。ただし、区長が必要と認めるものは、この限りでない。

- (1) 平成28年6月30日以前に設置された出力300ワット以下の既設のもの
- (2) 一戸建ての住宅において家事の用のみに供する出力300ワット以下のもの
- (3) 動力を用いない手押しのポンプを使用するもの
- (4) 工事等に伴う一時的な揚水であると区長が認めるもの
- (5) 土壌汚染の対策及びモニタリングのためのもの

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

- (1) 揚水施設設置予定地の案内図及び周辺の状況図
- (2) 配置図（井戸・水量測定器等の位置図、給水（配水）系統図、排水系統図）
- (3) 井戸の構造図（据付図）
- (4) 揚水機の仕様（性能）が確認できるもの（カタログ等、揚水性能曲線含む。）
- (5) 水量測定器の仕様を確認できるもの（カタログ等）
- (6) 水位計の仕様を確認できるもの（カタログ等）
- (7) 地質柱状図（近隣の柱状図を参考とする。）
- (8) 設置予定地付近の写真
- (9) 工事工程表
- (10) その他区長が必要と認めるもの

別表第2（第3条関係）

【構造基準等】（対象地域：大田区全域）

対象となる揚水施設	地下水の利用を目的として、動力を用いて地下水を揚水する全ての揚水施設（一戸建ての住宅において家事の用のみに供する出力が300ワット以下のものを除く。）		
吐出口の断面積 （複数ある場合は、吐出口の断面積の合計）	ストレーナーの位置	揚水機の出力	揚水量の上限
6平方センチメートル以下 （1本の場合、直径2.76センチメートル以下。規格品25A「通称インチ管」は可とする。）	制限なし	2.2キロワット以下	1日当たりの揚水量が最大20立方メートル以下かつ、月平均10立方メートル以下 （1月が30日の場合、その月の総計は300立方メートル以下となる。）
6平方センチメートル超え	400メートル以深とす	制限なし	制限なし

21平方センチメートル以下	ること。		
21平方センチメートルを超えるもの	設置禁止		

備考 大深度井戸の掘削に際しては、次の各号に掲げる事項に注意すること。

- 1 ストレーナー上部で遮水措置を行い、浅層部の地下水を引きこむことを防止する。
- 2 温泉が湧出する可能性がある場合は、温泉法（昭和23年法律第125号）に基づく掘削許可等の手続を行う。
- 3 可燃性天然ガスが噴出する可能性がある場合は、安全対策を行う。
- 4 掘削後、使用しなくなった場合は、地下水汚染を招かないように適切な措置（埋戻し等）をする。

別表第3（第4条関係）

- (1) 揚水施設設置時等の施工写真（施工状況が確認できるもの）
- (2) 揚水試験を実施したときは、その報告書の写し
- (3) 地質柱状図（さく井後の柱状図）
- (4) 工事实施工程表
- (5) その他区長が必要と認めるもの

別記

第1号様式（第3条関係）

第2号様式（第4条関係）

第3号様式（第5条関係）

第4号様式（第5条関係）

第5号様式（第6条関係）

第6号様式（第7条関係）

第7号様式（第8条関係）

第8号様式（第9条関係）